

告示

埼玉県告示第七百六号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和三年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年六月一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地二	令和六年三月三十一日